

## 第79号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年品川区条例第17号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第21条の4第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和32年品川区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年品川区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第30条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 学校教育職員の給与に関する条例(平成20年品川区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第30条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条第1項、第21条の2第2号および第21条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前に旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号および第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前に旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第4条の規定による改正後の学校教育職員の給与に関する条例第27条第1項、第28条第2号および第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説明）成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要がある。